群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部短期海外研修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則(群馬県公立大学法人規則第4号)第24条第2項の 規定に基づき、国際コミュニケーション学部の短期海外研修に関して必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、短期海外研修とは、2週間以上6ヶ月未満の海外研修で、次の各号 に掲げるものをいう。
 - (1) 大学等又は語学学校等における語学学修を目的とするもの
 - (2) 外国におけるボランティア活動を目的とするもの
 - (3) 外国における就業体験を目的とするもの
 - (4) 学生自ら設定したテーマに基づいて外国で行う活動を目的とするもの
 - (5) その他教授会が教育上有益であると認めたもの

(提出書類)

- 第3条 留学を希望する者は、原則として短期海外研修をしようとする3ヶ月前までに以下の書類を学長に提出するものとする。
 - (1) 短期海外研修届(別記様式第1号)
 - (2) 研修の内容等に関する説明資料 (第2条第1項第5号に該当する場合)

(修得単位等の取扱い)

- 第4条 短期海外研修で修得した単位は、本学で修得した単位として認定することができる。
- 2 本学で修得した単位として認定できる単位数は、学則第24条の定めるところにより、国内外の大学等で修得した単位と合わせて60単位までとする。
- 3 単位の認定を受けようとする者は、次の書類を帰国後速やかに学長に提出するものとする。
- (1) 単位等認定申請書(別記様式第2号)
- (2) 履修科目の授業内容及び授業時間数、学期制、学期の期間、履修科目の単位数等が分かる 書類
- (3) 成績証明書又はこれに相当するもの
- (4)(3)の邦文訳(英語以外の言語で書かれた場合)
- (5) その他必要と認められるもの
- 4 認定する授業科目の単位数及び成績の評価は、留学等先機関の単位数及び成績の評価等を参考にして行う。
- 5 修得した単位等の認定結果は、単位等認定通知書(別記様式第3号)により、本人に通知する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部短期海外 研修に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定により された処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。